

大阪府職業能力開発計画アドバイザー会議設置要綱

(目的)

第1条 職業能力開発促進法に基づく大阪府職業能力開発計画(以下「計画」という。)の策定作業及び計画策定後の進捗管理をより効果的に実施するため、事業主、労働者その他の関係者との意見交換を行うことを目的として、大阪府職業能力開発計画アドバイザー会議(以下「本会議」という。)を設置する。

(委員)

第2条 本会議の委員は、以下に掲げる者(団体の場合は、団体が推薦する者)で構成する。

(1)学識経験者

大学教授等で職業能力形成分野に精通している者

(2)労使団体

日本労働組合総連合会大阪府連合会

大阪商工会議所

(3)教育関係機関等

一般社団法人大阪府専修学校各種学校連合会

(4)行政(訓練)関係機関

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部

2 必要に応じて本会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は1年とする。

2 任期は特段の事情がない限り、1年毎に更新する。

(本会議の開催)

第4条 本会議は、事務局が招集する。

2 本会議の進行は、大阪府商工労働部雇用推進室人材育成課長が行う。

(分科会)

第5条 本計画の策定作業及び進捗管理を効果的に実施するため、目的に応じて分科会を置くことができる。

(1) 分科会の名称、目的及び構成員は、別に定める。

(2) 分科会は、事務局が招集する。

(3) 分科会の進行は、大阪府商工労働部雇用推進室人材育成課長が行う。

(4) 構成員の任期は1年とし、特段の事情がない限り、1年毎に更新する。ただし、在任期間は、分科会の目的が終了するまでとする。

(5) 必要に応じて分科会に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第6条 本会議の委員及び分科会の構成員は、本会議にかかる業務の実施により知り得た情報等について、秘密を厳守し、業務の目的以外に利用してはならない。また、その地位を退いても同様とする。

(謝礼金等)

第7条 大阪府は、第2条各号に規定する者が本会議に出席した場合及び第6条に規定する者が分科会に出席した場合は、謝礼金等を支給することができる。

(事務局)

第8条 事務局は大阪府商工労働部雇用推進室人材育成課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本会議の運営について必要な事項は、大阪府において別途定めるものとする。

附則

1 この要綱は、平成28年5月12日から施行する。

1 この要綱は、令和4年12月20日から施行する。